

島義勇から十文字龍介あて書簡3通

明治2年(1869)から3年にかけて共に札幌建府に関わった開拓判官島義勇から開拓大主典十文字龍介にあてた書簡。1通目は札幌の島から銭函の十文字あて。2、3通目は東京へ召還された島から札幌の十文字等あて。仕事の進み具合や東京での廻りの状況などについて述べている。

十文字家文書は涌谷(現在の宮城県内)伊達家の家臣から、明治に入り開拓使の官吏として活躍した十文字龍介に関する文書を中心とする約3,500点の文書群である。

解読文

①書簡(島義勇↓十文字龍介)「明治2」
十文字兄 義勇
御用談

御勤勞可被成奉
察候、陳者山田大主典
又々一応 東京江歸り
瘡毒致養生、再度
当府江罷出度と之事
表向願書者兄江差出
置候段、態度從者当地江
差出、演舌相成候、誠に以
婦女子同様暗愚
自由之進退申迄も
無御坐候、最前古賀一平より
訳而歎願に付、御採用
相成候処、函館より錢箱迄
小貫、藪内者悪路
風雪に踰り、山田其外
少々憤發罷出られ候付、
格別之御賞金も被下候、
然るに同人馬鹿なる
油断より大切なる官金
四百兩も及紛失、勘定
違ひ歟、奸曲歟、事未タ
分明も不致、此之一条
に而も免職可有之
之処、一先寛大之
事に御坐候、其上本府
神社御始營繕も有之、

諸場所請負等断然
御廢相成候付、尚更人物
人員も無之而不相濟に付、
大政官江も申上、五六人
御差越を願置候、其際に
婦女子召抱等に付而ハ
吞歟、拙歟、細少之事も
所置不得宜とてころより
媿声も有之、旁以
不行届不埒之事已に而
少も憤勵尽力不致
病氣者当地辺温泉も
有之、薬湯も有之如何にも
療治可有之之処
赤心報 国之念
少も無之、只一人之私
耳ト相見江、最早憐恕
之道絶江職務被
免歸 京相成候方ト存候、
右に付而ハ渡越之式百兩歟
四百兩を小貫、藪内、山田
三人割に而則納等
可有之、路費等ハ可被下
筋ト存候、依之平帰一江も
病氣者如何之様子歟為念
御尋可被下、其上に而
願書も差添 江当府江
御遣可被下候、此段
及御談候也

十二月廿日

二白、同人三月に帰り候義
さへ終始緩急之

勤を不知事ト存候迎も

格別之御用に立候

様子も益量も無之

最早職を免せられ

候而も寛典歟と

存候、御一笑御一叱

②書簡(島義勇↓十文字龍介ほか13名)

御内啓

五月九日午ノ中刻平山七三より：

尚以差急候事に而漏れ候人も
有之候歟、宜御差含被下度候

一翰拜啓、御一別以来

倍御壮健被成、御勤勞

奉遙賀候、陳者夷船無之

滞函長ク難渋仕候、漸ク

三月廿日同所に而夷船江乘

込ミ翌廿一日出船、廿四日

横浜着、半日滞り、廿五日

東京旧官宅江帰着

廿七日参

朝、条卿、岩卿御

逢被下、見込書も差上候様

御差函有之、則縷々申上候、

東久世長官其外にも面談、

長官も後悔之由に御坐候、

余程云々之有之事に而

散々之評判に御坐候、拙老にも

彼是ト讒言を蒙り候得共、

朝廷御信用無之、彈正台より

情実申上に相成居候由に而

豈図や一等御引挙ケ

相成り、大学少監に被

仰付、難有奉存候、乍然

是者従来諸君御

介助御盡力被下候故に而

御なつかしく奉存候、

松浦判官免せられ、十五人扶持

終身拝領に相成候、一体者

相変候事無之、平穩に

御坐候、諸藩之兵隊

当十五日

天覽被 仰出、日々

何れ之地にも調練有之

計に御坐候、開拓之

大体ハ何れに 相決候歟、長官も

東京に身者居ながら

指揮する含之由に而、

世間大に一笑、大主典之上に

監事等之名目二等相建

候由、水戸侯も先般より

発程、北海道江自ら踏込

相成、世上美談トス

朝廷よりも数万金

被下候、御吟味有之

候得共、外ノ藩江障り

候付、一先御見合せ、乍然

御互之取計に而金

三千両拝借差出置候者

朝廷之御趣意に叶候、乍聊

右者伺之ケ条ノ中にも

相加置き、大蔵、民部

二省も出捨り返上不

相及気含に付、多分其内

御達可有御坐候得共、

夫迄ノ処ハ献金ト御

立替被成返上今少之

処、御猶予可被成ト

奉存候、着掛より

公私多端寸暇も無之、

後便に而委細可申上、先以

幸便に付馳一翰候付、平に

御閱覽被下度候、尚

期後刻候、恐惶

謹言

四月七日 島義勇

十文字君 花押

平山君

小貫君

平岡君

平君
長尾君
川辺君
桑島君
林君
富岡君
阿部君
高橋君
野村君
齋藤君

御次第不序

二白、時下御自愛奉
遠折候、益盛に御開
拓可被成、有珠、室蘭
等江之新道其外、民部、
大蔵之官長も大に
喜ひ同意之事に御坐候、
何れと歟、漸々可相成ト
奉存候、扱別包乍輕少
着懸不行届、御一笑
之種に進呈、手宮
詰之三浦隼少主典、
山田文右衛門権少主典、早山
使掌、美泉定山、
乙名イコリキ及土人ノ又一江
御面働ながら取らせ
被下度、奉頼候、拝上

三白、未定ながら追而
拙作両三首入御覧
候間、御一笑

被下度候
啞々呵

③書簡(島義勇↓十文字龍介)「明治3」
蔽秘
十文字君

尚以旧幕之俗吏多分反覆之徒
耳に而信義無之候間、雅兄尚又
別紙之金子一条、尚又急に御心副可
被下候、西村其外当地詰之人江申談
置候得共、宜御周旋奉希候

度々之御懇書拝見、
残暑強御坐候得共、
倍御勤勞奉賀候、陳者
今般蝦夷人又一帰郷
仕候付、委細同人より御聞
可被下、時分悪敷節に
参り十分之取計も
出来不申、纔ニ陣羽織
并太刀、路銀等相与
申候、願者以来官人
之往来に而漫り参り
候而者、最早不珍、昨年

樺太より兩人、小樽よりも
蝦夷人出 府仕候付、
却而不図合之次第も
有之、追々折合候而
開拓之大目的相立
候上、御遣被成度
奉存候、当分之内者
御無用ニテ誠に御珍客
なれ共御難題也、
一御厚配に而金四十
富岡に而御遣之処
右富岡高橋杯に而
数人之頼シ銀包等も
不埒之由に伝聞、既に
拙老之金子も当地江
着之上、南品等に而度々
遊び遣捨候由に而一金も
返弁不仕候、諸君江
御留別に差上候を御厚配
被下候も却而水ノ泡ト
相成り御思召も奉恐入候、
当時富岡も万般
不埒に付、旧同藩共之
取計に而一先国元江
差返し申候、拙老之名迄
相穢し困り入たる事ト奉存候、
一東久世之評判も不宜、
函館着之上、岩村判官より
取り入り相成候歟に而右

岩村之事もよき様に
東京江申越相成候由
に而識者却而一笑
いたし候由、平山七三
歸り懸より七八度も拙宅江
罷出候由に候得共、一度も
面会不仕、日光県之
小役人に相成候はんと
いたし候得共、脇より障り
出頭不相叶、近来頻に
西村杯江歎願之由
御一笑々々
一小貫未夕新潟に
相滞り居候由、最早
早く東京江歎、石狩府江歎
一応者歸り相成度ト存候、
一東久世も当年中に者
歸り之心得ト申事に而
世上附一笑居候由
申上度義
万々御坐候得共、多端
其外に而不能細筆、
尚期後喜候、恐惶

八月十三日

島義勇

謹言

花押

十文字雅兄

玉案下

二白、時下御自愛奉遠祈候、

阿部其外に而委細承知仕候、
別紙尚又御厚配被下度
半ヶ年之中に北道往来
拙老
万費不少大借財也、
依之五分之一献金に
不相及候付、右十月より当
四月迄七ヶ月分急に
御渡可被下、将又石狩に而
御渡之官禄時之相場
に被相決候由に而誰もく
当 東京に而受取相成候、
右も御勘定可被下、尤
当節者慥なる御用
状之内に御封印に而
当開拓使迄御遣
被下度、奉希、富岡
之覆轍に者弱り申候、
相応之樹木に者相応
之風相当り申候、御
推察々々 呵々
御一笑々々

語句

条卿…三条実美

岩卿…岩倉具視

参考文献

北海道立文書館編「十文字家文書」解題（『北海道立文書館所蔵資料目録 20』）

北海道立文書館 2005年

北海道新聞社編「北海道大百科事典」北海道新聞社 昭和56年

札幌市教育委員会編「新札幌市史 第二巻 通史二」第五編 第一章 第二節 島判官
の札幌本府建設 札幌市 平成三年